

# 自治体財務会計システムにおける 複式簿記構造の考察

—東京都財務会計システムの分析を通じて—

宮 本 幸 平

## 1. はじめに

本稿は、平成 18 年にわが国で初めて公会計制度に複式簿記による計算を取り入れた東京都財務会計システムについて、システムおよび計算の構造の分析を行い、会計を複式簿記とすることの理論的意義と適用の有用性を示すことを目的とする。

わが国政府および自治体でこれまで実施されてきた会計制度では、予算に基づく歳入および歳出の一面的計算を行ってきた。すなわち、歳入・歳出に伴う現金収支では、取引内容を示す名目勘定のみが記録され、実質勘定(主に現預金)を併せた二面性取引としての複式簿記の記録は実施していなかった。また、企業会計では取引の認識・測定における理論基礎として「発生主義」概念が援用されていたが、公会計ではこれを取り入れていなかった。これに対し東京都では、財務会計システムにおいて複式簿記による取引記録を行うとともに、発生主義概念を取り入れて現金収支に関係のない発生費用の認識・測定を行っている。

したがって以下では、東京都財務会計システムのシステム概要および複式簿記計算構造を概観し、その特質を把握する(第2節)。そして、通説的会計理論によって明らかにされている複式簿記の会計理論的意義を敷衍したうえで(第3節)、公会計に複式簿記を適用することの有用性について理論的考察を行なう(第4節)。

## II. 東京都財務会計システムの概要と計算構造

本研究は、東京都財務会計システムの複式簿記計算構造を分析し、公会計における複式簿記の意義に照らして有用性検証を行う。まず本節では、当該システムのシステム概要および複式簿記計算構造を概観する。

### (1) 東京都財務会計システムの概要

従前の東京都では、地方自治法で規定された歳入歳出計算に基づく会計を、官庁会計と称して執行していた。これは、予算科目（款・項・目・節）の現金収支のみを計算・記録するものである。そして平成18年度より、官庁会計に加え、複式簿記によるストックおよびフロー情報の計算を「財務会計システム」において実施するようになった。

システムでは、官庁会計と財務会計の双方を同時処理するために、予算科目から発生する仕訳パターンを「仕訳区分」として管理し、当該区分を入力することで自動仕訳を行うしくみとなっている。例えば、予算科目第13節の「委託料」の場合、仕訳区分には「物件費」、「維持補修費」などがあり、かりに維持補修費を選択すれば、支払命令時に<維持補修費/その他未払金>、支出執行時に<その他未払金/当座預金>の仕訳がなされ、かつキャッシュ・フロー科目として<委託料>が設定される<sup>1</sup>。

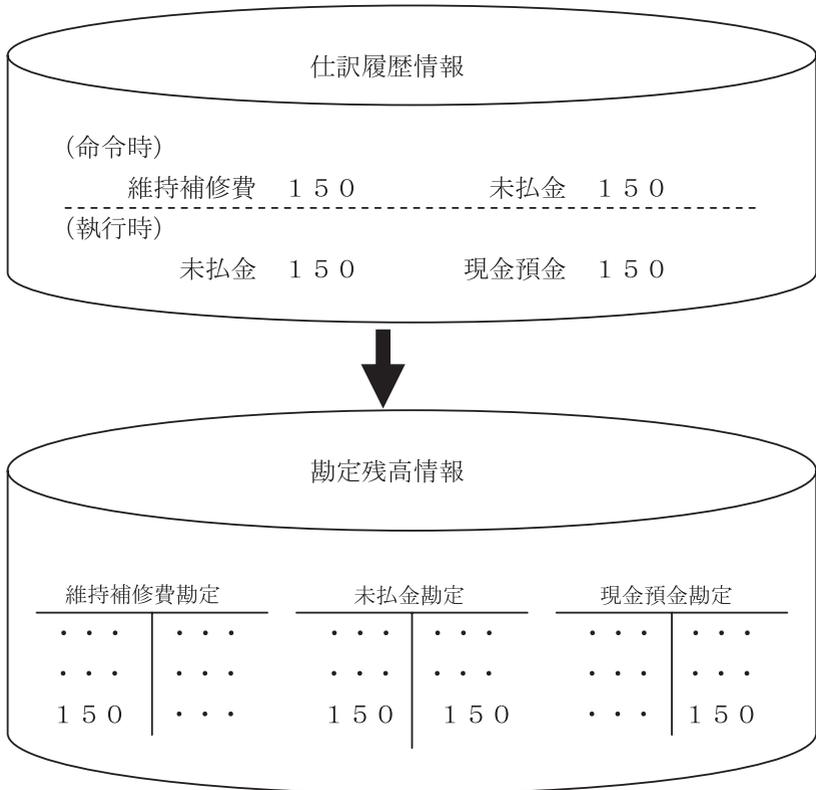
さらに、資産取得・除去等および起債・償還等は、財務会計システムとサブシステムのインターフェースにより仕訳を行う。すなわち「物品管理システム」、「財産情報システム」、「道路資産管理システム」、「公債管理システム」、「その他関連システム」の情報が財務会計システムに提供され、自動で仕訳されるしくみとなっている。

複式仕訳された情報は、企業会計の仕訳帳に相当する「仕訳履歴情報データベース」に記録され、さらに各勘定の金額により、総勘定元帳に相当する「勘定残高情報データベース」を更新する（図1）。そして当該データベースから

財務諸表が作成される。

例えば、施設の修繕を行なう場合、予算科目上は「一般需要費」であり、財務会計科目上は「維持補修費」であるため、一般需用費をシステムで維持補修費に科目変換したうえで仕訳を生成するとともに、仕訳履歴情報データベースに記録を行なう<sup>2</sup>。さらに、維持補修費、未払金、現金預金の各科目金額に基づき、勘定残高情報データベースが更新される。

(図1) 東京都財務会計システムにおける仕訳履歴と勘定残高の記録



東京都 [2007] を参照し作成。

## (2) 東京都財務会計システムの複式簿記構造

東京都財務会計システムの複式簿記計算構造で着目すべき点は、活動に起因する情報インプットにおいて、現金収支取引の仕訳記録を基本としていることである。システムにおいて、片方科目をインプットするだけで自動的に仕訳が生成されるのは、もう片方が常に現金（実際は現預金）となるからである。つまりこれは、公会計が現金決済を前提とするため金銭債権・債務が存在しないこと、次年度への繰越が原則認められていないこと（過年度収入・過年度支出で処理）による。

さらにシステムでは、負債利子額や発生主義に基づく減価償却費・引当金の複式仕訳が自動的に生成されて<sup>3</sup>、勘定残高情報データベースに記録・蓄積される。すなわちこれは「物品管理システム」、「財産情報システム」、「道路資産管理システム」、「公債管理システム」、「その他関連システム」において仕訳され、データベースの仮想元帳に対して転記する計算プロセスである。そして、データベースに蓄積された科目別残高情報に基づいて貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書、正味財産変動計算書が作成され、予算編成のための補助資料として利用される。

## III. 企業会計における複式簿記の意義

以上により、我が国で初めて公会計に複式簿記を採用した東京都財務会計システムの、概要および計算構造を明らかにした。そこで、公会計に複式簿記を適用することの有用性を考察するために、まず、企業会計における複式簿記の意義につき先行研究を敷衍しつつ明らかにする。これまでの研究において、複式簿記の意義として「有機性」、「自己検証機能」および「網羅性」の存在が確認されており、以下ではそれぞれの内容を敷衍していく。

### (1) 企業会計複式簿記の有機性

企業会計の通説によれば、複式簿記は計算構造が有機的であると考えられている。すなわち「各勘定は複記により相互関連を保ちつつ組織的体系をつくってゆき、残高勘定の完成により総べての勘定は締め切られて、勘定の組織的体系は完結する。」ことが有機的とされる<sup>4</sup>。そして、会計を複式簿記で記録しなければ「現金フロー（収入および支出）とストック（資産、負債および正味財産）に関して有機的な関連を持った一組の財務諸表（例えば経常収支計算書や貸借対照表）を会計帳簿から誘導的に作成することができない」<sup>5</sup>。

一般語句として「有機的」であるとは、「有機体のように、多くの部分が集まって1個の物を作り、その各部分の間に緊密な統一があって、部分と全体とが必然的関係を有しているさま」である<sup>6</sup>。「統一」とは「一定の関係のもとにひとつにまとまるさま」<sup>7</sup>であり、「必然的」関係とは「必ずそうあるべき」<sup>8</sup>な関係を意味する。したがって「有機的」であるとは、すべての構成要素に一定の関係があって、かつ構成要素とそれらが集まった全体とが必ず同じ関係を有することである。この有機性概念を複式簿記の計算構造にあてはめると、以下の点に因り「有機的」であると考えられる。

- ・総勘定元帳における構成要素としての各勘定が、取引に基づく貸借平均という相互関係を保っている。すなわち、多くの部分が集まって1個のものを作り、その各部分の間に貸借平均の相互関係という緊密な統一がある。
- ・残高勘定の完成により、すべての勘定が貸借平均を維持しつつ締め切られる。すなわち、全体の完成によってかならず残高勘定が貸借平均し、かつすべての部分が必ず貸借平均する。

図2は、諸勘定および貸借対照表の構成要素となる残高勘定の状況を示したものである。1つの取引に対する複式記入によって、いずれかの勘定の借方（左側）と貸方（右側）に同一金額で分かれることが明らかである。つまり、取引

の複式簿記により、資産もしくは負債の増減とその要因とが借方と貸方に峻別されるため、当該諸勘定は取引を通じて相互関係を具備する。このとき、各勘定は、貸借平均という相互関係を保った、全体に対する構成要素となっている。さらに、残高勘定の完成によって全勘定が貸借平均を維持しつつ締め切られることが、部分と全体との必然的関係といえる。したがってこの2点は、複式簿記が有機性具備の条件を満足するものとなる。

こうして、複式簿記は、各取引において借方と貸方の2区分になることが前提であり、それは基本的に財産増減の事実とその原因に区分されることから、それぞれの勘定は密接に結びついている。さらに、すべての取引は同様に計算されるため、すべての構成要素が他とそれぞれ同一の関係を維持している。そして、残高勘定の完成によって全体が完成し、そこではすべての勘定が貸借平均するという必然的関係を保つ。こうして、有機性を備えた複式簿記システムによって損益勘定と残高勘定が形成され、これが損益計算書および貸借対照表へ誘導されることから、2つの財務諸表は有機的に結合する。

このように、会計システムの構成要素である諸勘定間の関係、残高勘定と諸勘定の全体的関係において、必然的に貸借が一致することに有機性が認められる。したがって、複式簿記における有機性の意義は、必ず貸借が一致するという計算構造の信頼性にある。

(図2) 残高勘定完成による全勘定の貸借平均

損 益		仕 入	
⑥800, 000	⑦900, 000	<u>②800, 000</u>	<u>⑥800, 000</u>
<u>⑧100, 000</u>	/		
<u>900, 000</u>	<u>900, 000</u>		
残 高		現 金	
⑤1, 100, 000	④1, 000, 000	①1, 000, 000	② 800, 000
/	⑧ 100, 000	<u>③ 900, 000</u>	<u>⑤1, 100, 000</u>
<u>1, 100, 000</u>	<u>1, 100, 000</u>	<u>1, 900, 000</u>	<u>1, 900, 000</u>
		資本金	
		<u>④1, 000, 000</u>	<u>①1, 000, 000</u>

① ¥1, 000, 000 を資本金として企業設立。

現金 1, 000, 000      資本金 1, 000, 000

② 商品を ¥800, 000 で仕入れ対価を現金で支払い。

仕入 800, 000      現金 800, 000

③ 商品を ¥900, 000 で売上げ対価を現金で受取り。

現金 900, 000      売上 900, 000

④ 資本金 ¥1, 000, 000 を残高勘定に振替。

資本金 1, 000, 000      残高 1, 000, 000

⑤現金勘定の次期繰越額 ¥1, 100, 000 を残高勘定に振替。

残高	1, 100, 000	現金	1, 100, 000
----	-------------	----	-------------

⑥仕入勘定の当期残高 ¥800, 000 を損益勘定に振替。

損益	800, 000	仕入	800, 000
----	----------	----	----------

⑦売上勘定の当期残高 ¥900, 000 を損益勘定に振替。

売上	900, 000	損益	900, 000
----	----------	----	----------

⑧損益勘定の残高を残高勘定に振替。

損益	100, 000	残高	100, 000
----	----------	----	----------

## (2) 企業会計複式簿記の自己検証機能

会計における記録の正確性の検証につき、複式簿記に自己検証機能が内包されている。すべての仕訳につき借方と貸方が同額であり、決算においてこれらが勘定ごとに締切られたあと、損益勘定か残高勘定のいずれかに振替えられる。そして、損益勘定の借方と貸方の差額である利益（または損失）を残高勘定の反対側に移すことにより、残高勘定の貸借が平衡を保つ<sup>9</sup>。こうした平衡のさまを「貸借平均の理」ということがあり、当該法理によって締切った諸勘定から誘導される試算表の貸借が必ず一致するため、記録計算上の誤謬を自動的に見出すことができる<sup>10</sup>。つまり、複式簿記によれば、金額平衡の有無によって会計記録の正確性検証が可能となる。

たとえば以下のように、会社設立から1年間の取引が①から③のみであるとすれば、借方の仕訳は自身の勘定の借方に転記され、貸方も同様であるため、1つの仕訳の金額が同じである以上、必ず貸借平均の理が成立する。また、④から⑧は決算による残高勘定もしくは損益勘定への振替であるが、振替とは、ある勘定の金額を他の勘定に変えること（移すこと）であり、この限りにおいて借方・貸方の平均を破らない。

< 会社設立 >

① 現金	1,000,000	資本金	1,000,000	(資本金の元入れ)
② 仕入	800,000	現金	800,000	(商品の仕入)
③ 現金	900,000	売上	900,000	(商品の売上)

< 決算 >

④ 資本金	1,000,000	残高	1,000,000	(残高勘定へ振替)
⑤ 残高	1,000,000	現金	1,000,000	(残高勘定へ振替)
⑥ 損益	800,000	仕入	800,000	(損益勘定へ振替)
⑦ 売上	900,000	損益	900,000	(損益勘定へ振替)
⑧ 損益	100,000	残高	100,000	(残高勘定へ振替)

こうしてなされた仕訳は、合計試算表を通じて勘定科目ごとに集計される(図3)。決算の振替仕訳を除く①から③の全取引について、左側と右側(借方と貸方)は同一金額であるため、記録もしくは計算上何らかの誤謬がないかぎり、試算表の借方合計と貸方合計は必ず一致する(図3では2,700,000円)。つまり、複式簿記による仕訳を総勘定元帳に転記し、さらにこれを合計試算表に転記して一覧表にするプロセスにおいて、会計における記録の誤謬を自動的に発見することができ、元帳勘定への転記の正確性を検証することが可能となる。

(図3) 合計試算表

借方残高	勘定科目	貸方残高
1,900,000	現金	800,000
	資本金	1,000,000
800,000	仕入	
	売上	900,000
2,700,000	合計	2,700,000

### (3) 企業会計複式簿記の網羅性

地方自治法に基づいて実施される歳入・歳出計算は、予算執行過程で生じる現金収支のみを記録対象とし、現金増減をもたらさない取引を原則として記録・計算から除外する。現金の増減をもたらさない取引とは、減価償却費、引当金、経過勘定など発生主義会計によって認識される項目である。このため、地方自治法の会計では会計記録の網羅性が論点となる。

また、非等価交換についても、複式簿記でなければ記録されない価額がある。固定資産売却の場合、複式簿記では売却損益、資産価額の増減が記録される。これに対し、単式簿記の歳入・歳出計算では、売却損益および資産減少は認識・記録されず、売却によって流入した現金（固定資産売却収入）のみが記録される。一般に行政活動は利益獲得を目的とせず、資産売却で生じる非等価交換は基本的に成立しない。そのため投下量を上回る貨幣回収は要請されず、複式簿記による非等価交換の貨幣差額を計算する必要性が特段に生じない。したがって、地方自治法に基づく会計では現金収支の原因のみが記録されることになる。

しかし上掲のとおり、例外として資産売却による非等価交換が生じ、かつ期間衡平性の観点からは売却損益計算が要請される。つまり、資産売却によって将来の住民は当該資産の用役を享受できず、もし売却益があればこれに代わる別の用役を享受でき、売却損ができれば従前よりも受益が減衰する。そこで、売却損益の情報は期間衡平性の査定に必要となり、これを認識して網羅性を維持する必要がある。かりに単式簿記で資産売却の損益計算を実施しようとするれば、購入時点において、歳出である現金流出の記録を行い、同時に資産価額を別勘定で管理する措置を講じなければならない。これに対し複式簿記では、資産売却時点で仕訳帳において一取引の仕訳として資産減少と損益計算を包括した簿記がなされるため、取引の網羅性を確保することができる。

#### IV. 公会計における複式簿記適用の有用性

以上により、会計における複式簿記の意義を明らかにした。本節では、当該意義を含意する複式簿記を公会計に適用することの有用性について、東京都の事例を参酌しつつ考察する。

##### (1) 公会計における複式簿記の有機性

複式簿記は、全体の構成要素である諸勘定間の関係、残高勘定と諸勘定の全体的関係において、必然的に貸借が一致することに有機性が認められる。したがって、複式簿記の有機性の意義は必ず貸借が一致するという計算構造の信頼性にあり、さらに、一致しない結果となれば記録の誤謬が確認できるという検証機能にある。

これに対し、地方自治法に基づく歳入歳出計算は複式簿記を行わないため、この必然的貸借一致が計算構造上存在しない。また、総務省が「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」（平成12年）に規定されたバランスシートは、貸借一致しているが、これは、資産・負債差額を正味財産とし、国・県支出金以外を一般財源等にすべて包含した計算構造となっている。これらの公会計財務諸表では、有機性具備により生じる計算構造の信頼性と誤謬検証性が欠如している。必然的貸借一致をもたらすとは「必ずそうなる」ことであり、なぜ「必ずそうなる」ことが要請されるかといえば、人間の手作業を前提とした記帳・転記ミスが生じる可能性がゼロではないからである。

こうして、必然的貸借一致に帰結する有機性の存在は、誤謬に因る例外処理の検証機能を具備し、これを認知し排除することができる。この有機性は、貸借の二面性的計算を前提とすれば公会計においても包摂することができる。

##### (2) 公会計における複式簿記の自己検証機能

取引の二面性的計算である複式簿記が自己検証機能を有し、一面性的計算で

ある単式簿記がこれを具備しないのは、資産および負債の勘定に対し複式簿記が相手勘定を持つことに因る。この相手勘定は、資産・負債増減の原因を示すものであり、現金主義を前提とする公会計においては、収入勘定、支出勘定、正味資産勘定として設定される。そして、取引を複式簿記とすれば必ず借方と貸方の勘定金額が一致し、これをいくつ累積しても一致が損ねられることはない。このため、個々の資産および負債勘定の合計と相手勘定の合計は等しくなり、また、資産勘定の合計と負債勘定の合計の差額は、借方側の相手勘定と貸方側の相手勘定の合計の差額に等しくなる。企業会計と同様、公会計でも通常は資産の合計が負債を上回るから、資産と負債の差額である正味資産の金額は、相手勘定の合計額（借方合計と貸方合計の相殺額）と一致する。

このような複式簿記の計算構造から、図3で示されたとおり、資産、負債、資産・負債の相手勘定をすべて左右に並べ、その合計額の一致を検証することが可能となる。当該一致により、会計における記録の誤謬を自動的に見出すことができ、元帳勘定への転記の正確性を検証することが可能となる。これに対し単式簿記では、資産及び負債の勘定に対する相手勘定が存在しないため、計算構造上において、複式簿記と同じ方法で記録を検証することができない。したがって、公会計においても複式簿記適用による自己検証機能の有用性を維持することができる。

### (3) 公会計における複式簿記の網羅性

複式簿記の網羅性については、会計に発生主義概念を採り入れるときにその有用性が顕在化する。周知のとおり、企業会計における発生主義概念は、現金の出入りに関係なく、当該期間に発生したコストを認識するものである。現金の増減をもたらさないコストである減価償却費、引当金繰入額、経過勘定などは、発生主義によってはじめて認識される項目となる。

そして公会計でも、これらの項目を認識する要請がある。公会計において、正

味資産の変化を生じさせる活動のコストは、期間衡平性の査定に必要となる<sup>11</sup>。なぜなら、活動のコストとこれを賄う収入の差額である収支余剰は、将来の住民に転嫁されるから、この情報が期間衡平性を査定する眼目となる。ところが、単式簿記による一面性的計算の場合、現金減少の原因となる発生コストのみが記録・計算される。減価償却費、引当金繰入額、経過勘定などは、現金の減少を伴わないコストであり、簿記として記録・計算されず、計算書に表示されることはない。かりに単式簿記でこれらを記録しようとするれば、現金勘定を介在させて、人為的に2個以上の現金取引に分解する処理を要する<sup>12</sup>。

また、非等価交換取引における実現損益の認識も単式簿記では除外されるため、網羅性に関わってくる。地方自治体の取引において、活動に資する資源獲得は、購入側からは常に等価交換であり、財・サービス提供活動も、対価を求める取引ではなく非等価交換とはなり得ない。このため、地方自治体における一連の活動プロセスでは、複式簿記による、非等価交換時の貨幣差額である実現収益計算を行う要請がない。このことから公会計は、現金主義であることも作用して、一面性的な単式簿記により現金流動の原因のみを記録しても支障ない。

しかし、例外の1つとして資産売却という非交換取引があり、ここで生じる実現損益は単式簿記によって記録することができない。単式簿記では、売却収入が貨幣価額で記録されるだけに止まる。資産売却が執行されると、将来の住民は当該資産の用役を享受できず、売却益があれば別の用役を享受でき、売却損が出れば従前よりも受益が減少する。そこで、売却損益の計算は期間衡平性の査定に必要となり、これを認識して網羅性を維持する必要がある。もし、単式簿記で資産売却取引の実現損益を計算するならば、流出した貨幣価額の記録と同時に資産価額を別勘定で管理し、当該勘定において、売却時まで継続して減価償却を行っていく必要がある。そして、期末に売却収入と償却後資産価額を抽出して損益計算をしなければならぬ。これに対し複式簿記では、資産売却時点で仕訳帳において一取引の仕訳として資産減少と損益計算を包含した記

録がなされ、諸勘定に転記され、さらに財務諸表に誘導される。

したがって、単式簿記に基づく記録によって、発生主義に基づく非現金項目および実現収益の認識が欠如することは、期間衡平性の査定に影響を与え、この影響は網羅性の欠如に起因する問題として顕在化することが明らかとなる。

## V. おわりに

以上のとおり本考察では、わが国自治体で初めて複式簿記を導入した「東京都財務会計システム」の計算構造を分析し、公会計における複式簿記適用の有用性について理論的視点から明らかにした。企業会計における複式簿記の意義として特に「有機性」・「自己検証機能」・「網羅性」の3点を挙げ、各々が公会計において如何なる有用性を発現するかについて、東京都の事例を参酌しつつ考察を行った。そして東京都では、すべての現金取引と決算における発生主義に基づく取引を複式簿記とすることで、個々の諸勘定と全ての財務諸表が貸借均衡する「有機性」の維持、取引の貸借均衡に基づく「自己検証機能」の維持、非等価交換取引における実現損益の認識が可能となる「網羅性」の維持ができると判断された。

以上のようにして計算構造面から考察を行ったが、現在指摘されている論点として、コンピュータ処理が生み出す転記ミスの回避に因る、複式簿記の有効性減衰の問題がある。つまり、信頼性検証を目的とする有機性担保および計算の正確性検証のための自己検証機能担保は、会計実務において誤謬が起りにくいコンピュータでは要請されないという考え方である。当該論点は、次の研究によって考察していきたい。

## 参考文献

- 木村和三郎・小島男佐夫 [1966] 『新版簿記学入門』 森山書店。  
神戸大学会計学研究室編 [2003] 『会計学辞典（第五版）』 同文館。

隅田一豊 [2001] 『自治体行政改革のための公会計入門』 ぎょうせい。

東京都 [2007] 「東京都の新たな公会計制度解説書」。

三枝修一監 [2008] 『新地方公会計の実務』 2008 年、都政新報社。

宮本幸平 [2007] 『公会計複式簿記の計算構造』 中央経済社。

山榘忠恕 [1979] 『複式簿記原理』 千倉書房。

---

## 注釈

<sup>1</sup>三枝修一監 [2008]、168 - 162 頁。

<sup>2</sup>東京都 [2007]、112 頁。

<sup>3</sup>一部の取引は自動仕訳されない。詳しくは東京都 [2007] 124 頁参照。

<sup>4</sup>木村・小島 [1966]、70 頁。他に隅田 [2001]、71 頁などで、単式簿記に対する優位性としての複式簿記の有機性が指摘されている。

<sup>5</sup>隅田 [2001]、71 頁。

<sup>6</sup>広辞苑参照。

<sup>7</sup>同上。

<sup>8</sup>同上。

<sup>9</sup>山榘 [1979]、51 頁。また、「貸借平均の理」によれば試算表の貸借が一致するため、記録計算上の誤謬を自動的に見出すことができる（木村・小島 [1966]、37 頁）。

<sup>10</sup>木村・小島 [1966]、37 頁。

<sup>11</sup>期間衡平性については宮本 [2007] 第 3 章を参照されたい。

<sup>12</sup>神戸大学会計学研究室編 [2003] 「収支簿記」の項、662 頁。

本稿は、星城大学高度ネットワーク社会研究所による研究助成の成果の一部である。